

豊島区特定建設工事共同企業体の取扱いに関する要綱

平成 20 年 3 月 28 日

総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、特定建設工事共同企業体とは、特定の工事の受注を想定して結成される共同企業体であって、その構成員が共同企業体の協定書により定められた出資比率に従って出資することにより結成する甲型共同企業体をいう。

2 この要綱において、契約担当者とは、豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号。以下「規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する者をいう。

(対象工事)

第 3 条 特定建設工事共同企業体に対し発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、起工額が次の各号に掲げる工事の種類に応じ、当該各号に定める金額以上の工事であつて、かつ、工期、工事内容、技術的適性、現場状況等を総合的に勘案し、特定建設工事共同企業体による施工が適当であると認められるものとする。

- | | | |
|----------|-----|--------|
| (1) 建設工事 | 起工額 | 3 億円以上 |
| (2) 土木工事 | 起工額 | 1 億円以上 |
| (3) 設備工事 | 起工額 | 1 億円以上 |

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が特定建設工事共同企業体により施工することを特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(構成員数)

第 4 条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2 社とする。ただし、契約担当者が大規模な工事又は技術的難度の高い工事等で特に必要と認めた場合は、構成員の数を増加させることができる。

(構成員の資格)

第 5 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 規則第 35 条第 1 項に規定する資格審査サービスに登録されていること。
- (2) 規則第 5 条第 1 項本文に規定する参加資格を具備していること。
- (3) 全ての構成員が、対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (5) 指名停止その他入札参加について支障があると認められないこと。

(結成方法)

第 6 条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第 7 条 特定建設工事共同企業体の出資比率の最小限度の基準は、次のとおりとする。

2 社の場合	30 パーセント以上
3 社以上の場合	20 パーセント以上

(代表者の選定)

第 8 条 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資比率が構成員のうち最大の者でなければならない。

(入札参加資格審査の申請)

第 9 条 特定建設工事共同企業体は、入札参加資格申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を契約担当者に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (別記第 1 号様式)
- (2) 特定建設工事共同企業体構成員表 (別記第 2 号様式)
- (3) 特定建設工事共同企業体協定書 (別記第 3 号様式)
- (4) 特定建設工事共同企業体委任状 (別記第 4 号様式)

(入札参加資格の審査)

第 10 条 契約担当者は、前条の書類の提出を受けたときは、特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格を審査するものとする。

(資格確認の通知)

第 11 条 契約担当者は、前条の入札参加資格の審査が終了したときは、直ちに別記第 5 号様式による特定建設工事共同企業体入札参加資格確認通知書により、特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項は総務部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱 (昭和 56 年 1 月 17 日 区長決裁) は、廃止する。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

豊島区長 様

〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付で公告のありました 工事に係る入札
参加資格について確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、構成員には当該入札に係る契約を締結する能力のない者及び破産者で復権を得ない者が含まれていないこと、さらに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 特定建設工事共同企業体構成員表
- 2 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- 3 委任状

特定建設工事共同企業体構成員表

1 構成員の入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体	名 称			
	所 在 地			
	代表者氏名			
	申請業種			
区 分	代 表 構 成 員	その他の構成員（1）	その他の構成員（2）	
所在地				
代表者氏名				
出資比率	%	%	%	
東京電 子自治 体共同 運営	登録受付番号			
	建設業許可番号			
	申込該当業種			
	共同運営格付			
営業年数				
元請としての実績				
入札参加禁止でない				
指名停止中でない				

備考 1 「区分」欄については、公示に示された構成員の資格要件を記入すること。

2 入札参加要件として記載した内容を確認できる資料を添付すること。

2 同種工事の施工実績

工事の種別			
工事名等	工 事 名		
	発 注 者 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期		
	受 注 形 態		
工事概要	構造形式、規模、 寸法等		

備考 施工実績として記載した工事に係る契約書の写し等を添付すること。

3 主任（監理）技術者等の資格・工事経過

配置予定者の氏名			
発注工種従事年数			
法令による資格・免許			
工事経験 の内容	工事名		
	発注者名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	従事役員		
	工事内容		

備考 技術者の資格を明らかにするもの（合格者証等）の写しを添付すること。

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 豊島区発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇区（市）〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇区（市）〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
- 〇〇区（市）〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する者とする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承諾により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承諾により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

年 月 日

委 任 状

豊 島 区 長 様

〇〇特定建設工事共同企業体

構成員

代表者 住 所

商号又は名称

代表者職指名

印

構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、下記の特定建設工事共同企業体代表者を代理人と定め、当該特定建設工事共同企業体が存続する間豊島区との契約について次の権限を委任します。

受任者 〇〇特定建設工事共同企業体代表者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(委任事項)

- 1 保証金等の納付並びに還付請求及び領収について
- 2 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- 3 請負代金（前払金・部分払金を含む。）の請求及び受領に関する権限
- 4 代理人の選任

第 号
年 月 日

特定建設工事共同企業体入札参加資格確認通知書

特定建設工事共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代表者名 様

豊島区長 高野之夫 印

先に申請のあった次の工事に係る特定建設工事共同企業体入札参加資格については、下記のとおり確認したので通知します。

記

公 告 日	年 月 日
工 事 名	年度 第 号 工事
入札参加資格の有無	有
	無
	入札参加資格がないと 認められた理由